

広島県告示第四百九十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第一項の規定によつて、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成二十四年五月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

一 調査を行つた者の名称

東広島市

二 調査を行つた期間

平成十四年十一月から平成二十一年一月まで

三 成果の名称

東広島市地籍図及び地籍簿

四 調査を行つた地域

東広島市豊栄町清武の一部

五 認証年月日

平成二十四年五月十四日